

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 所管事務の調査（報告）

(2) 川崎市行事における食品の提供に関する取扱要綱の制定に向けた
パブリックコメントの結果報告について

資料1 「川崎市行事における食品の提供に関する取扱要綱（案）」の概要

資料2 川崎市行事における食品の提供に関する取扱要綱の制定に向けた
パブリックコメントの結果報告について

令和4年4月28日

健康福祉局

1 制定の経緯

川崎市では、「行事における食品の調理等に関する指導要領（以下「現行要領」という。）」により、行事における食品の簡易な調理・加工、販売等に関する指導を主催者や出店者に対し行っています。食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例の一部を改正する条例（令和2年神奈川県条例第99号）により、食品衛生法（昭和23年法律第233号。以下「法」という。）の規定に基づく営業の施設基準について、飲食店営業のうち、臨時的な行事に付随して仮設の店舗において簡易な調理をする場合の施設基準が定められ、令和4年6月1日に施行されます。

これを受け、当該営業を行う者に対する行政指導指針を定めるとともに、現行要領との調整を図り、行事における食品に起因する危害の発生を防止するため、「川崎市行事における食品の提供に関する取扱要綱」を制定することとし、パブリックコメントを実施します。

2 新設された施設基準の概要

食品を取り扱う営業のうち、営業許可が必要な業種の施設基準は都道府県が条例で定めています。食品を調理する営業は「飲食店営業」とされ、法による営業許可が必要ですが、仮設の店舗は以下の理由から、神奈川県の施設基準に適合していませんでした。

（１）テント等の構造（床がない・壁が幕・常に外部に開放されている等）が認められない。

（２）自動車以外では、給廃水タンクによる水の取扱いが認められない。

しかし、近隣自治体の状況及び「屋台、露店等の簡易な施設での臨時営業等を対象とした斟酌規定を設けることは差し支えない」と厚生労働省による法改正関係通知（令和元年12月発出）により示されたことを受け、仮設の店舗を次の２種類の形態に区別し、また、営業機会（臨時的な行事に付随）や取扱食品を制限し、斟酌規定が定められました。

① 屋台型臨時営業（移動可能な組立て式テント等の屋台型の施設）

② 簡易固定型臨時営業（容易に設置し、撤去可能なコンテナハウス等）

3 要綱で規定する事項

行事における食品の提供については、行事の多様化等も踏まえ、主催者及び出店者といった関係主体を包括する要綱として次の内容を定めます。現行要領で定める内容は、調整した上でこの要綱に定めるため、要綱の施行にあわせて現行要領は廃止します。

（１）仮設の店舗での営業は特殊な形態での営業であるため、その取扱いや行政指導指針、審査基準を定める。

（２）現行要領では、「要領で定める限られた行事（公共性のある行事）における仮設の店舗での食品の提供は営業に該当しないものとして取り扱う。」と規定しているが、新設された施設基準の施行に伴い、営業者による行事の出店についての運用を定める。

（３）現行要領で定めている「主催者及び出店者への行政指導指針」を引き続き定める。

4 主な内容（【新設】は新たに、【要領】は現行要領の内容を調整して定めるものです。）

（１）目的 法の円滑な運営を図り、行事における食品に起因する危害の発生を防止することを目的とします。

（２）営業の定義【新設】次の要件のいずれかに当てはまる場合を、行事における営業とします。

ア 公共的目的を有する行事※１以外で食品を提供すること。

※１ 現行要領の届出実績から、営業者が含まれる割合の少ない行事を公共的目的を有する行事として定義し、（ア）～（ク）を示しました。

いずれも開催日数は１回あたり２、３日、回数は季節行事として年４回までとします。

（ア）学校・幼稚園・保育所、児童館、特別養護老人ホーム等の社会福祉施設・医療機関におけるバザー、祭り、餅つき（施設内や地域との交流を目的としたものに限る。）

（イ）町内会・自治会・マンション管理組合によるバザー・祭り・餅つき（居住者の交流を目的としたものに限る。）

（ウ）（イ）以外の地域の団体等による地域住民同士の交流や団体の活動理念の普及を目的としたもの（その団体等の所在地や活動範囲で行われるものに限る。）

（エ）神社・仏閣の縁日・祭礼（参拝客へのもてなしとして無償・実費程度で甘酒や餅をふるまうものに限る。）

（オ）商店街における祭り（商店街への集客を目的としたものを除く。）

（カ）市による市民祭、区民祭、花火大会のほか、産業振興、文化芸術振興、社会福祉振興を目的とした祭り（市が主催、共催又は事務局を担当するもの及び市有施設の指定管理者等が開催するものに限る。）

（キ）生産者団体による市内農業の活性化を目的としたもの（採取品の直売に限る。）

（ク）企業の敷地内での祭り（企業の従業員等が地域住民をもてなすために調理するものに限る。）

イ 営業と捉えられる形態（同様の形態で複数の行事に出店する、施設の屋号を掲げる、主催者から礼金・委託金等の出店に伴う対価を得る等といった営利活動と捉えられる出店を継続的に行うもの）で食品を提供すること。

施行日 令和４年６月１日（予定）

(4) 主な内容の続き)

(3) 営業内容【新設】営業内容を示します。

ア 仮設の店舗での飲食店営業は、臨時的な行事※2において出店するものに限る。

※2 臨時的な行事は主催者が一定の目的をもって開催する以下に例示する行事で、開催期間が長くても1箇月程度のものとします。

(ア) 神社・仏閣の縁日・祭礼 (イ) 地域や産業の活性化を目的とした行事 (ウ) 復興支援や慈善活動を目的とした行事 (エ) 国際交流を目的とした行事

(オ) スポーツ・音楽・演芸等の行事・興行・公演 (カ) フードフェスティバル (キ) その他これに類する行事

イ 取扱食品

屋台型臨時営業	・原則、全ての食材を現地で十分に加熱調理する食品 ・非加熱又は加熱不十分な状態で喫食しても衛生上支障のない果物や加熱済みの食材を、調味料やたれ、液体状にした菓子等と併せただけの食品 (例：チョコバナナ・果実飴)
簡易固定型臨時営業	・非加熱の食肉、魚介類及び鶏卵、生クリーム並びにソフトクリーム以外の食品

ウ 品目数※3 ※3 いずれも開缶開栓を行うのみの清涼飲料水及び酒類については、品目数に含めない。

屋台型臨時営業	・1品目(同一の器具及び工程で調理するもの)
簡易固定型臨時営業	・給水タンク及び廃水タンクの各容量に応じる。〔40リットル以上80リットル未満の場合→1品目、80リットル以上の場合→複数品目〕
営業許可を要さない営業	・衛生上支障のない範囲

(4) 営業許可【新設】営業許可について、次のとおり取り扱います。

	営業許可の範囲	営業許可の有効期間
屋台型臨時営業	川崎市内全域	5年以上5年3月以下(行事を特定せず臨時的な行事に出店する場合) 又は 5年未満の申請のあった期間 (特定の行事にのみ出店する場合)
簡易固定型臨時営業	申請のあった1回の行事における営業場所	申請のあった1回の行事における営業期間

(5) 営業者への指導【新設】保健所長は、次のとおり営業者を指導します。

ア 取扱食品及び品目数は、(3)に定めるとおりとすること。

イ HACCPに沿った衛生管理※4を行うこと。

※4 個々の事業者が使用する原材料、製造・調理の工程等に応じた衛生管理となるよう計画策定、記録及びその保存を行い、「最適化」、「見える化」するものとして、原則、全ての食品等事業者に義務付けられている衛生管理方法です。

ウ 行事と関連のない営業は行わないこと。

エ 屋台型臨時営業施設は、施設の側壁及び調理台等により、調理従事者以外の者が容易に立ち入れないように配置し、食品はその中で取り扱うこと。 等

(6) 主催者への指導【要領】保健所長は、次のとおり主催者を指導します。

ア 事前に相談した上で、開催を届け出ること。

イ 出店者(出店内容・営業許可等の有無)を把握すること。

ウ 出店者に衛生教育を行うこと。

エ 会場の衛生確保(手洗い設備、便所、廃棄物を入れる容器)を行うこと。

(7) 出店者(営業者を除く。)への指導【要領】 保健所長は、次のとおり主催者を通じる等して出店者(営業者を除く。)を指導します。

ア 食品を提供する場所は次のとおりとすること。〔テント等の屋根を有した場所(必要に応じて三方囲いや床のシート)、器具類の洗浄設備及び手洗い設備 等〕

イ 取扱食品は次のとおりとすること。〔現地で食品を調理等する場合は、全ての食材を現地で十分に加熱調理する食品、現地で食品を調理しない場合は、食品営業施設で調理・販売等された食品〕

ウ 食品取扱従事者は次の事項を遵守すること。〔体調不良者は、従事しない。手洗いの実施、調理時の十分な加熱、いたずら・異物の混入等の防止、危害情報の報告 等〕

5 (参考) 現行要領による行事の届出件数 (令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響で件数が減少していると思われます。)

平成29年度	1,104件	平成30年度	1,143件	平成31年度	1,075件	令和2年度	47件	令和3年度(～12月)	65件
--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-----	-------------	-----

斟酌規定のイメージ

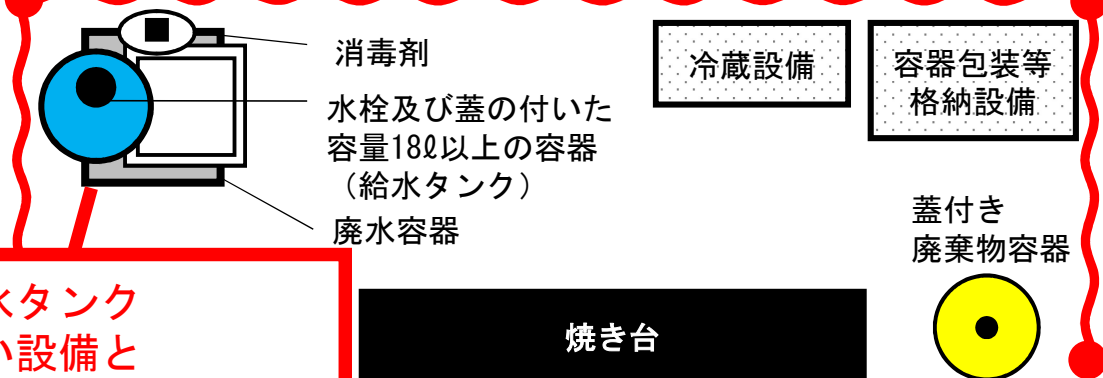
※現在配布中の「申請の手引き」中、飲食店営業の調理室の図面例に**斟酌の対象部分を朱書き**したもの



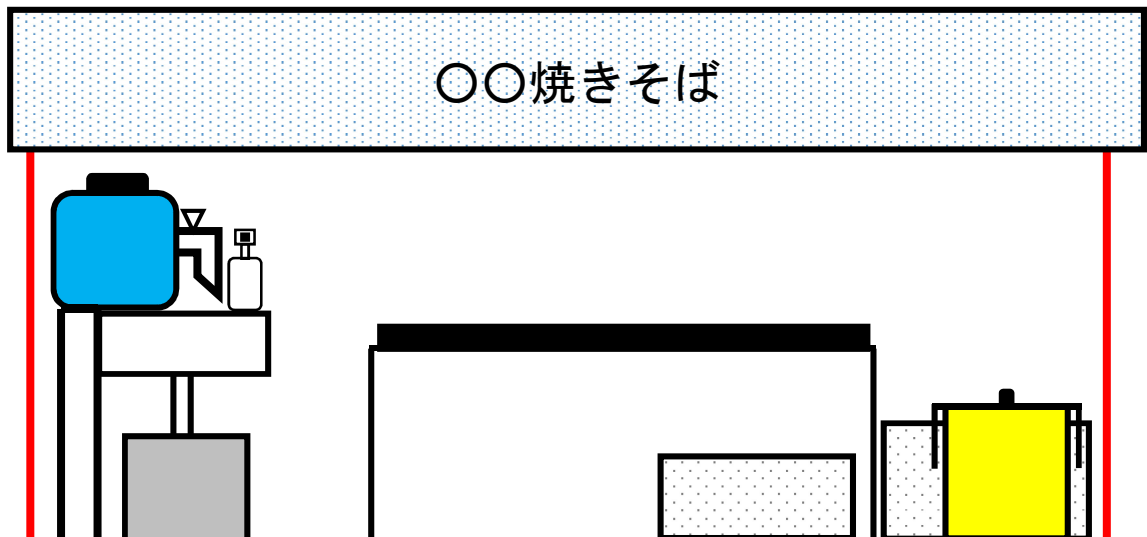
屋台型臨時営業の実際の施設のイメージ

柱と幕による三方囲い

①上から



②前から



川崎市行事における食品の提供に関する取扱要綱の制定に向けたパブリックコメントの結果報告について

1 概要

川崎市では、「行事における食品の調理等に関する指導要領（以下「現行要領」という。）」により、行事における食品の簡易な調理・加工、販売等に関する指導を行っています。

このたび、食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例の一部を改正する条例（令和2年神奈川県条例第99号）により、食品衛生法（昭和23年法律第233号）の規定に基づく営業の施設基準について、飲食店営業のうち、臨時的な行事に付随して仮設の店舗において簡易な調理をする場合の施設基準が定められ、令和4年6月1日に施行されます。

これを受け、当該営業を行う者に対する行政指導指針を定めるとともに、現行要領との調整を図り、行事における食品に起因する危害の発生を防止するため、「川崎市行事における食品の提供に関する取扱要綱」を制定するため、市民の皆様から御意見を募集しました。その結果は以下のとおりです。

2 意見募集の概要

募集期間	令和4年3月18日（金）から4月18日（月）まで
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	市ホームページ、情報プラザ、各区役所（市政資料コーナー、衛生課）、中央卸売市場食品衛生検査所、健康福祉局保健医療政策部食品安全担当
結果の公表方法	市ホームページ、情報プラザ、各区役所（市政資料コーナー、衛生課）、中央卸売市場食品衛生検査所、健康福祉局保健医療政策部食品安全担当

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）		4通（9件）
（内訳）	電子メール	1通（1件）
	FAX	3通（8件）
	郵送	0通（0件）
	持参	0通（0件）

4 御意見の内容と対応

パブリックコメントでいただいた御意見につきましては、御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえて取組を推進するものが8件、今後の取組を進めていく中で参考とするものが1件ありました。

いただいた御意見の趣旨を踏まえ、要綱制定の手続きを進めます。

(1) 御意見に対する対応区分

- A：御意見を踏まえ、案を加筆・修正するもの
 B：御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえて取組を推進するもの
 C：今後の取組を進めていく中で参考とするもの
 D：案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明するもの
 E：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる御意見）

(2) 御意見の件数と対応区分

項 目	件数	対応区分				
		A	B	C	D	E
ア 食品の衛生管理に関すること	3	0	2	1	0	0
イ 施設基準に関すること	1	0	1	0	0	0
ウ 営業者への指導に関すること	2	0	2	0	0	0
エ 出店者（営業者を除く。）への指導に関すること	1	0	1	0	0	0
オ 廃水に関すること	1	0	1	0	0	0
カ 文言の整理に関すること	1	0	1	0	0	0
合 計	9	0	8	1	0	0

(3) 具体的な御意見の内容と市の考え方

ア 食品の衛生管理に関すること

番号	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
1	行事における食中毒といえば数年前、静岡市の花火大会で発生した冷やしきゅうりによる食中毒事件が思い出される。 この事件では原材料の不衛生な管理が原因であることが指摘されていることから、原材料の適切な温度管理や調理後の食品の適正な温度管理の徹底をお願いしたい。	「食品（原材料を含む。）の適切な管理（温度管理や調理済み食品の速やかな提供）」については、現行要領においても出店者を指導しており、引き続き、本要綱においても適切に指導してまいります。	B
2	仮設の店舗では、食品の不衛生な取扱いがよく見られていたが、この要綱により行事において食品を提供する出店者の衛生意識が少しでも上がり、食中毒の発生のない楽しい行事になってくれるとうれしい。	本要綱は、「行事における食品に起因する危害の発生を防止すること」を目的としております。 御指摘の趣旨も踏まえ、衛生意識向上への取組を推進してまいります。	B

3	地域の活性化を目的とした行事のような行事で、ワイン、茶・コーヒー、乾物、ジャムなどを、試食、試飲に供することは、調理行為とみなされ、現状では禁止されている。行事の性格上、賑わいを生み、商品の販売促進につながると考える。 今回の取扱要綱では触れられていないが、規定を作り、許可することが望ましいと考える。	食品の販売に付随する試食や試飲については、禁止しておりません。 しかし、衛生面に注意して行うよう指導する一環として、行事の開催場所が屋外であることを考慮し、衛生上リスクがあるような試食や試飲(例:食品や手指、器具の洗浄が十分に行えないテント内で、カット等の加工を行う。)については、控えるよう指導しています。 分かりやすい指導が実施されるよう、適切に対応してまいります。	C
---	---	--	---

イ 施設基準に関すること

番号	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
4	市内各地においては、古くから祭礼等で屋台やテント張りの店が出ており、屋台等の設置環境からすると、店舗を構えて営業許可を受けているものとは、比較するべくもない衛生環境と言える状態である。 歴史ある行事等で、屋台やテント張りの店が出ている景色は、楽しいものだが、コロナ禍で学習させられたことの一つに「手指の消毒」がある。 この経験から、行事における食品の簡易な調理・加工、販売等は「清潔」という点に関して、市民にとって、今までとは比較できないくらい警戒を要するものとなったのではないかと感じた。 そこで、歴史ある行事等で出店する各種の屋台やテント張りの店については、昔からの「市民の楽しみ」とともに「食の安全・安心」を守るべく、その店の扱う物や構造をしっかりと監視した上で、営業許可を出していただきたい。	仮設の店舗における営業の施設基準において、「手洗い設備を設けること」と定められています。 屋台型臨時営業のように移動して営業することが想定される形態においては、毎回の営業において確実に手洗い設備を設置し、手洗い等の衛生管理が適切に行われるよう、御指摘の趣旨も踏まえた指導を推進してまいります。	B

ウ 営業者への指導に関すること

番号	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
5	今回、厚生労働省の通知を受けて、一定の基準を設定したことは良いことと思う。 一方、新たな基準を設けたことで今まで規制を受けていない業者に指導を行っていく保健所職員の皆様にはご苦労があることと思うが頑張ってください。	本要綱に基づき、営業者を指導いたします。 御指摘の趣旨も踏まえ、取組を推進してまいります。	B
6	要綱案の概要中4（5）ウについて 行事が開催されていないときは、通常の建物内にあるような飲食店の方が衛生的だと考える。規定のとおり、行事がない時はテントのような飲食店では営業すべきではない。	仮設の店舗での営業は、「臨時的な行事に付随」と営業機会が制限されており、規定を遵守するよう営業者を指導いたします。 御指摘の趣旨も踏まえ、取組を推進してまいります。	B

エ 出店者（営業者を除く。）への指導に関すること

番号	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
7	要綱案の概要中4（7）について 営業者でなくとも、他人に食品を提供するのだから、十分気をつけて食品を提供すべきである。	本要綱に基づき、営業者以外の出店者についても、食品が衛生的に提供されるよう御指摘の趣旨も踏まえた指導を推進してまいります。	B

オ 廃水に関すること

番号	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
8	食品の取り扱いとは関係ないが、廃水タンクの水の適切な処理に関して、廃水を持ち帰らせるのか、会場付近の排水溝に流していいのか、いずれにしても行事開催地近所の住民に迷惑のかからないようにお願いしたい。	「廃水の適切な管理」については、現行要領においても出店者を指導しており、引き続き、本要綱においても適切に指導してまいります。	B

カ 文言の整理に関すること

番号	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
9	要綱案の概要中４（２）アについて 「公共的目的を有する行事」という用語がわかりづらい。 町内会で開かれるような祭りを指すことがわかるようにしてはどうか。	御指摘の趣旨を受けて、町内会が主催する地域の祭りが含まれることがわかるよう表現を工夫してまいります。	B

6 今後の予定

令和４年５月中

パブリックコメント実施結果の公表

要綱の制定（公表）

令和４年６月１日（水）（予定）

施行